

令和 2 年松前町条例第21号

松前町手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 2 年 6 月 25 日

松前町長 岡 本 靖

松前町手数料条例の一部を改正する条例

松前町手数料条例（平成12年松前町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(種類及び金額)</p> <p>第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p><u>(10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第 1 項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u></p>	<p>(種類及び金額)</p> <p>第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p><u>(10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。次号において「省令」という。）第11条第 1 項第 1 号又は第 3 号から第 7 号までの規定に基づく通知カードの再交付（再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合の再交付を除く。）に係る手数料 1 枚につき 500円</u></p> <p><u>(11) 省令</u></p> <p>_____第28条</p> <p>_____第 1 項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p>

施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付（再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合の再交付を除く。）に係る手数料 1枚につき 800円

(11)省略

(12)省略

(13)省略

(14)省略

(15)省略

(16)省略

(17)省略

(18)省略

(19)省略

(20)省略

(21)省略

(22)省略

(23)省略

(24)省略

(25)省略

(26)省略

(27)省略

(28)省略

(29)省略

(30)省略

(31)愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）第6条第1項、第7条第3項各号及び第11条第1項の規定に基づく許

施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付（再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合の再交付を除く。）に係る手数料 1枚につき 800円

(12)省略

(13)省略

(14)省略

(15)省略

(16)省略

(17)省略

(18)省略

(19)省略

(20)省略

(21)省略

(22)省略

(23)省略

(24)省略

(25)省略

(26)省略

(27)省略

(28)省略

(29)省略

(30)省略

(31)省略

(32)愛媛県屋外広告物条例第19条の規定による許可手数料

可に係る手数料 別表に定める額

(32)省略

(33)省略

(34)省略

(35)省略

(手数料の免除)

第5条 省略

- 2 地方公共団体又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校において、観光、学術研究又は教材のため鳥獣を飼養する者に対しては、第2条第20号に定める手数料を免除する。
- 3 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬の使用者証を有する者_____に対しては、第2条第21号から第24号までに定める手数料を免除する。

_____ 別表に定める額

(33)省略

(34)省略

(35)省略

(36)省略

(手数料の免除)

第5条 省略

- 2 地方公共団体又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校において、観光、学術研究又は教材のため鳥獣を飼養する者に対しては、第2条第21号に定める手数料を免除する。
- 3 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬の使用者証を有するものの請求に対しては、第2条第22号から第25号までに定める手数料を免除する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。